

第28回厚岸町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年6月16日（火）午前10時00分から午前11時00分
- 2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室
3. 出席委員（13人）
 - (1) 会長 1番 荒岡 正
 - (2) 委員 2番 小野寺 孝一、3番 徳田 善一
4番 米澤 仁、5番 伊藤 美晴、
6番 木原 晃、7番 石澤 由紀子、
8番 音喜多 政東、9番 河村 芳則、
10番 遠藤 浩一、11番 貢 則夫
12番 樋浦 泰夫、13番 佐藤 仁昭
4. 欠席委員（1人） 14番 西野 義幸
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名 12番 樋浦 泰夫、13番 佐藤 仁昭
 - 第2 議案第66号 農用地利用集積計画の決定について
 - 第3 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第68号 公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 堀部 誠、主事 佐々木 大

7. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>本日は、牧草収穫が始まる中、総会に出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10時現在、出席委員13名、欠席委員1名、よって厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、</p> <p>只今から第28回厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶)</p>
<p>会長</p>	<p>本日の議事録署名委員に 12番 樋浦 委員 と 13番 佐藤 委員 を指名いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議事日程に従い、議事を進めます。</p> <p>日程第1</p> <p>議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>令和2年6月16日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容をご説明申し上げます。</p> <p>1ページには、今回、上程されております「農用地利用集積計画」の権利者双方の一覧を記載しております。</p> <p>今回の案件は、売買が4件、賃貸借が4件となっております。</p> <p>各筆明細については、議案書2ページから16ページに</p> <p>位置図は、議案資料の1ページから11ページまでとなっております。</p> <p>内容の説明については、事前に配布しました「議案説明資料」の1ページ</p>

	<p>から6ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で、議案第66号の説明を終わります。</p> <p>なお、番号4番から6番は徳田委員が、番号7番は佐藤委員が、番号8番は荒岡会長が農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。</p> <p>また、「議事参与の制限」の該当要件につきまして、5月26日開催の第27回総会で決定した内容がありますので、改めて説明させていただきます。</p> <p>番号8番について、「議事参与の制限」の規定では「自己又は同居の親族若しくはその配偶者」が対象となっておりますので、荒岡会長が直接「議事参与の制限」に該当することはありません。しかしながら、同じ農業経営に携わっている場合は、「議事参与の制限」に抵触するおそれがあるため、前回の総会で「議事参与の制限」として取り扱うことといたしました。</p> <p>前回、欠席をお願いしていた委員の皆様におかれましても、ご承知おき願いたく存じます。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>まず、議案第66号1番から3番を審議したいと思います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第66号1番から3番は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第66号4番から6番を審議します。</p> <p>徳田委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(徳田委員退室)</p>

再開いたします。議案第 66 号 4 番から 6 番について、質疑ございませんか。

(質疑無し)

特に意見等がないようですので、議案第 66 号 4 番から 6 番は原案のとおり決定いたします。

休憩いたします。

(徳田委員入室)

再開いたします。徳田委員にご報告いたします。

議案第 66 号 4 番から 6 番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 66 号 7 番を審議します。

佐藤委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。

休憩いたします。

(佐藤委員退室)

再開いたします。議案第 66 号 7 番について、質疑ございませんか。

(質疑無し)

特に意見等がないようですので、議案第 66 号 7 番は原案のとおり決定いたします。

休憩いたします。

(佐藤委員入室)

再開いたします。佐藤委員にご報告いたします。

議案第 66 号 7 番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 66 号 8 番を審議します。

会長の私が「議事参与の制限」に該当しますので、8 番の審議終了まで退室します。

議長は小野寺委員に委ねたいと思います。

小野寺委員、議長をお願いします。

	<p>休憩いたします。</p> <p>(荒岡会長退室、議長交代)</p>
<p>議長 (小野寺委員)</p>	<p>再開いたします。議案第 66 号 8 番について、質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第 66 号 8 番は原案のとおり決定いたします。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(荒岡会長入室)</p> <p>再開いたします。荒岡会長に報告します。</p> <p>議案第 66 号 8 番は、原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩し、議長を交代します。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>会長</p>	<p>次に、日程第 2 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明します。</p>
<p>佐々木主事</p>	<p>議案書 17 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 67 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p> <p>次の者より、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求める。</p> <p>令和 2 年 6 月 16 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容をご説明いたします。</p> <p>今回の案件は、無償譲渡が 1 件となっております。</p> <p>許可申請書の写しについては、議案書 18 ページから 25 ページに、位置図については、議案資料の 12 ページから 14 ページまでとなっております。</p> <p>内容の説明については、「議案説明資料」の 6 ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。</p>

	<p>以上で、議案第 66 号の説明を終わります。</p> <p>簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>議案第 67 号 1 番を審議します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第 67 号 1 番は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 3 議案第 68 号「公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
事務局長	<p>議案書 26 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 68 号「公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転に係るあつせん<small>あつせん</small>の申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第 15 条第 2 項に基づき、厚岸町長に要請することの議決を求める。</p> <p>令和 2 年 6 月 16 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒 岡 正</p> <p>提案内容をご説明いたします。</p> <p>農用地の買入協議に係る要請書は 27 ページから 28 ページ、</p> <p>農用地の買入協議の要請に至る経過書は 29 ページから 30 ページまでとなっております。</p> <p>内容の説明については、「議案説明資料」の 6 ページに記載しておりますが、この度の買い入れ要請については、離農跡地の利用調整が地域でつかな</p>

	<p>いとのことで、農地保有合理化事業を活用するために要請するものであります。</p> <p>農地保有合理化事業の内容であります。農地中間管理機構である北海道農業公社が、離農された方の農地や施設を買い取り、新規就農者、今回は渡部氏に5年間貸し付けをし、その後譲渡する内容となっております。</p> <p>今後の手続きであります。公社から買入の同意が出てから7月20日の総会で利用集積計画を上程し、町で公告された後、まず先に囑託で所有権移転登記を行い、登記完了後、公社から小幡氏へ8月末に支払われる予定となっております。</p> <p>なお、農地の評価につきましては、5月29日金曜日、農地部会 第2地区のあっせん委員会を開催し、あっせん額を決定したところであります。</p> <p>また、今回、事業の対象とならなかった農地については、直接、小幡氏から渡部氏へ5年間貸し付けし、その後、譲渡する内容となっており、</p> <p>5年間、渡部氏が借り受けするすべての農地については、渡部氏が厚岸町新規就農者誘致条例第5条に基づき認定された場合、賃貸料の2分の1の奨励金が交付される予定となっております。</p> <p>以上で議案第68号の説明を終わります。</p> <p>簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第68号を審議します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第68号については、原案のとおり厚岸町に要請いたします。</p> <p>事務局から連絡事項がありますので説明願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>今後のスケジュールについて</p> <p>(説明)</p> <p>それでは最後に、今期で退任される小野寺委員、徳田委員、河村委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>議席番号順をお願いいたします。小野寺委員からお願いいたします。</p> <p>(3名より挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>長年にわたり、厚岸町の農業振興発展のため</p> <p>ご尽力いただきました3方にこの場をもって厚くお礼を申し上げます。</p> <p>誠に有り難うございました。</p>
<p>会長</p>	<p>全体を通して何かございませんか。</p> <p>特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。</p> <p>第28回厚岸町農業委員会総会を終了します。</p> <p>本日はご苦労さまでした。</p>

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 12番 印

議事録署名委員 13番 印